

# 半田市公正入札調査委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、半田市公正入札調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 半田市が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約（以下「工事等」という。）の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、半田市公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

## (所掌事務)

第3条 調査委員会は次に掲げる事項を行う。

- (1) 工事等について入札談合に関する情報の提供があった場合に、当該情報の信憑性を確認し、調査の必要性の有無及び談合の有無について審議すること。
- (2) 公正取引委員会への通報に関すること。
- (3) 事情聴取に関すること。
- (4) 入札の延期、中止に関すること。
- (5) くじによる入札に参加できる業者数の決定に関すること。
- (6) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応に関すること。

## (組織)

第4条 調査委員会は、委員長及び委員で組織する。

## (職務)

第5条 委員長は、副市長とし、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務部長、建設部長、環境水道部長
- (2) 会議を開催するにあたって、委員長が指名した部長

4 前項第2号の委員は、当該会議の終了をもって委員を退く。

## (会議)

第6条 調査委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて会議を開催するものとする。ただし、緊急止むを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

2 委員長は、調査委員会に必要な担当職員を説明者として出席させることができる。

(庶務)

第7条 調査委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は半田市談合情報対応マニュアルによる。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

# 半田市談合情報対応マニュアル

## 第1 一般原則

### 1 情報の確認

入札に付そうとする工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約（以下「工事等」という。）について、入札談合に関する情報で、対象工事等名及び落札業者名が推定できる情報（以下「談合情報」という。）があった場合には、当該工事等を担当する課等の長は、談合情報報告書（様式第1）により、速やかに半田市公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）へ報告をする

### 2 報告

事務局は、1により談合情報を受けた場合には、調査委員会の委員長に報告するものとする。

### 3 調査委員会の招集及び審議

委員長は、2により事務局からの報告を受けた場合は、調査委員会設置要綱第6条に基づき、会議を開催し、当該談合情報の信憑性を確認し、調査の必要性の有無について審議するものとする。

## 第2 基本的対応

談合情報があった場合には、次により対応するものとする。

### 1 入札執行前に談合情報を把握した場合（フロー図1）

(1) 調査委員会は談合情報について審議し、調査するものとする。

なお、談合情報に信憑性が含まれないとした場合は、調査しないものとする。

### (2) 事情聴取

ア 事情聴取は、事情聴取書（様式第2）により、当該工事担当課の複数の職員でもって行う。

イ 事情聴取は、入札に参加しようとする者全員を集合させ、1社ごとに必要事項の聴き取り調査を行う。

ウ 事情聴取は、入札日以前において行う。

エ 事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、調査委員会へ報告するものとする。

### (3) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には半田市財務規則第165条を適用し、入札の執行を取り止めるものとする。また、その旨を公

正取引委員会へ通報する。

(4) 談合の事実が確認されない場合の対応

ア 事情聴取の結果、談合の事実が確認されない場合には、当該入札に参加しようとする者全員から誓約書の提出を求めた後、入札を執行する。

なお、当該入札執行前にくじを行い、入札に参加できる者の数を 50%を限度として減少させ、入札を執行することができるものとする。

イ くじの方法

(ア) くじは業者に引かせるものとする。

(イ) 入札に参加できる者の決定方法については、まず「あみだくじ方式」によりくじを引く順番を決めたうえ、次に入札に参加できる者を決定するくじ引きを抽選機を使用して実施する。

(ウ) くじの経緯については、書面（様式第3）に記録し、くじを引いた者の署名を徴する。

ウ 公正取引委員会へ事情聴取書（写）、誓約書（様式第4）（写）、入札執行調書（写）等を送付する。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札後においては入札結果等を公表しており、落札業者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、調査委員会で審議する。

(1) 入札執行後で契約締結前に談合情報を把握した場合（フロー図2）

ア 談合情報の提供があった場合には、契約の締結を保留し、調査委員会に報告して、その取扱いを審議する。調査委員会の審議の結果、調査しないものとした場合には落札者と契約を締結する。

イ 調査委員会の審議の結果、調査するものとした場合には、入札参加者全てに対し、事情聴取を速やかに行う。

なお、事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、調査委員会に報告する。

ウ 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、半田市財務規則第157条第4号の規定に基づき、入札を無効とする。

エ 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実が確認されない場合には、落札者から誓約書を提

出させたいえ、契約を締結する。また、事情聴取書（写）、誓約書（写）、入札執行調書（写）等を公正取引委員会へ送付する。

(2) 入札執行後で契約締結後に談合情報を把握した場合（フロー図3）

ア 談合情報の提供があった場合には、調査委員会に報告して、その取扱いを審議する。調査委員会の審議の結果、調査しないものとした場合は、工事等を続行する。

イ 調査委員会の審議の結果、調査するものとした場合には、入札参加者全てに対し、事情聴取を速やかに行う。

なお、事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、調査委員会に報告する。

さらに、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合、調査委員会は当該工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを審議する。

(ア) 契約を解除する場合

半田市公共工事請負契約約款第 28 条に基づき、契約を解除し、清算手続を行う。

(イ) 契約を解除しない場合

上記(ア)、(イ)の場合とも、談合に伴う損害賠償額が算定できる場合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 25 条第 1 項に基づき、損害賠償請求を行う。

ウ 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実が確認されない場合には、請負者から誓約書を提出させた上、工事等を続行する。また、事情聴取書（写）、誓約書（写）、入札執行調書（写）等を公正取引委員会へ送付する。

3 公正取引委員会への報告

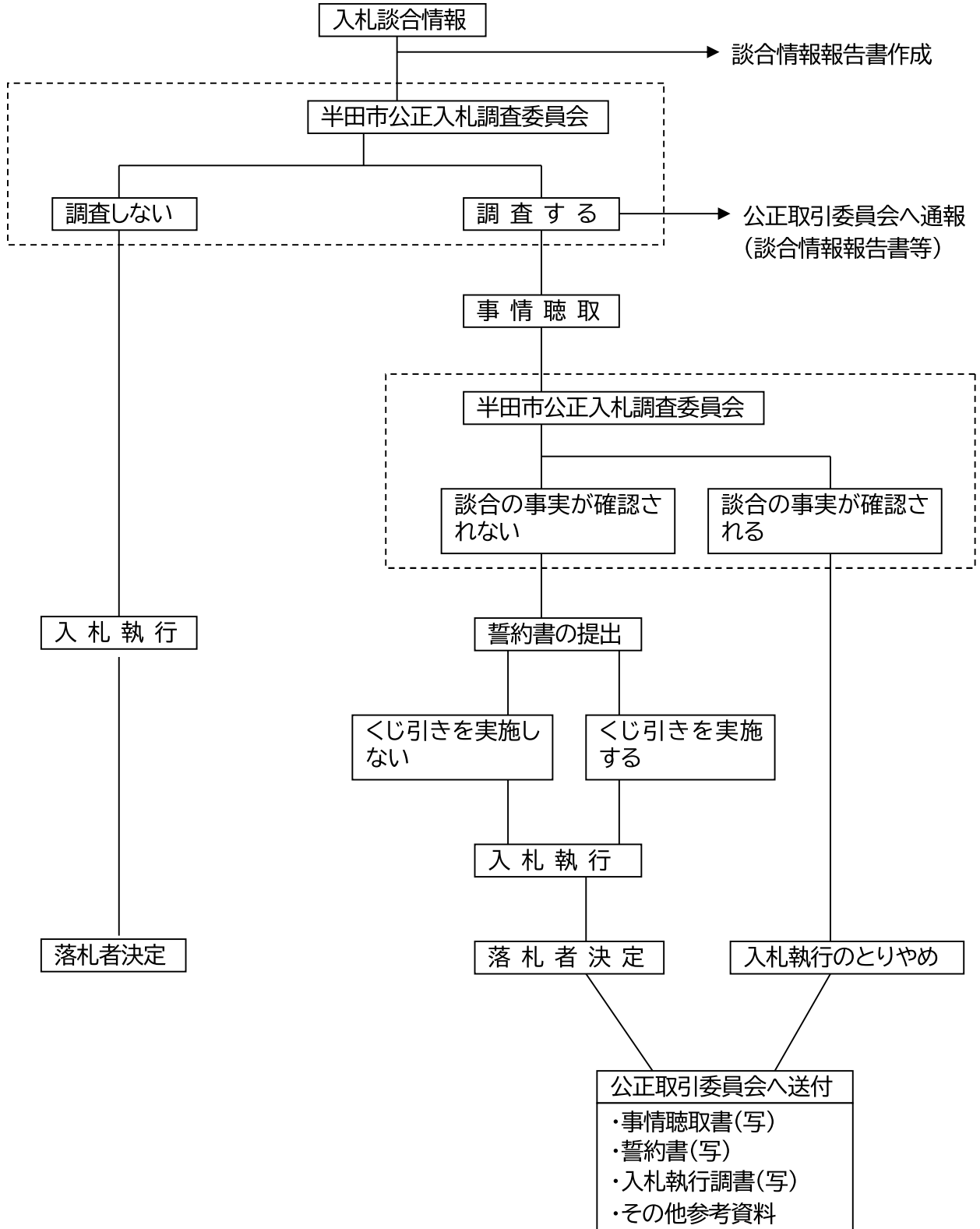
次の場合は、公正取引委員会（公正取引委員会事務局中部事務所）へ、談合情報に関連する資料について（様式第5）により報告するものとする。

(1) 入札執行前に談合情報の把握をし、調査委員会の審議の結果、調査するものとした場合

(2) 入札執行後に談合情報の把握をし、調査委員会の審議の結果、調査するものとした場合

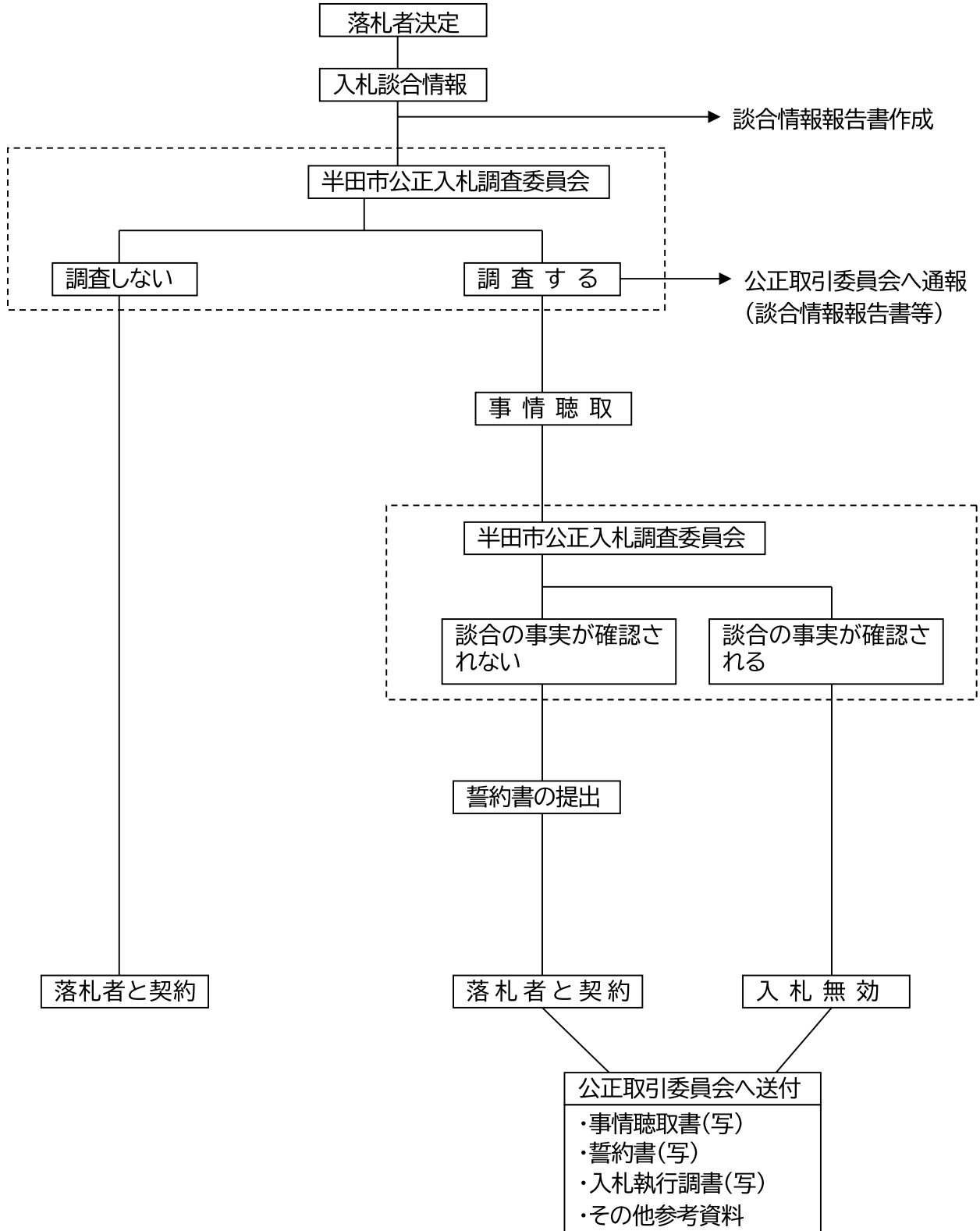
# 談合情報フロー図 1

## 入札執行前に情報を把握した場合



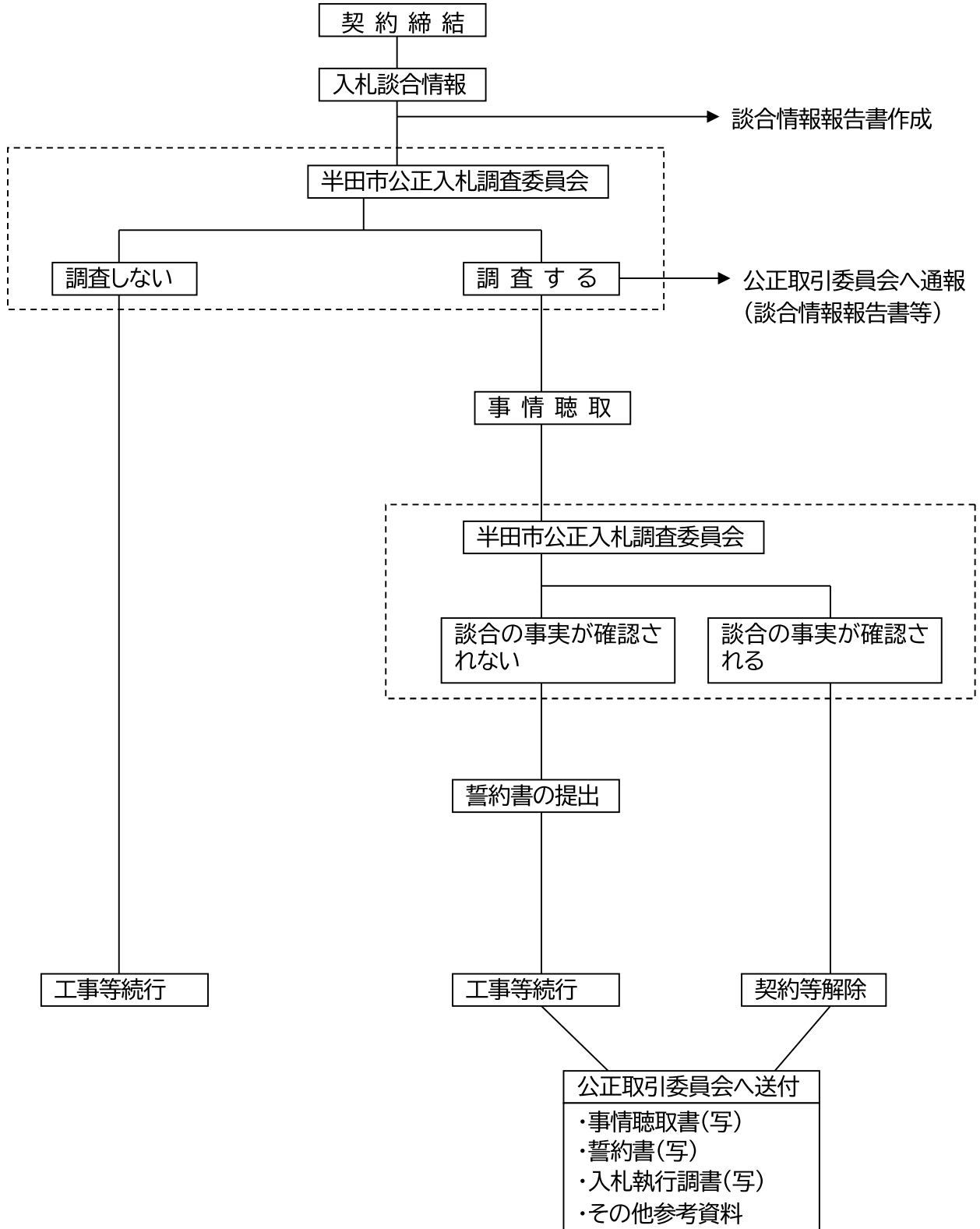
## 談合情報フロー図 2

### 入札執行後で契約締結前に情報を把握した場合



### 談合情報フロー図 3

#### 入札執行後で契約締結後に情報を把握した場合



様式 第1

年 月 日

## 談 合 情 報 報 告 書

公正入札調査委員会委員長 殿

所属課等長氏名

情報を受けた日時	年 月 日 ( ) 時 分
工 事 等 名	
入 札 ( 予 定 日 )	年 月 日 ( ) 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 報道機関名 ・その他 住所 氏名 電話
受 信 者	部 課 氏 名
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	

# 事 情 聴 取 書

## 工 事 名 等

事情聴取を受けた者

業 者 名

氏 名

事情聴取をした

日 時

年 月 日 ( )

時 分

場 所

担 当 課

課 職名

氏名

印

質 問	聴 取 内 容
1 _____の入札に先立ち既に落札業者が決定している（た）との情報（新聞情報等）がありますが、そのような事実がありますか。	
2 _____について、他社の人と何らかの打合せ又は話合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どのような内容の打合せ又は話合いでしたか。	



様式 第4

年 月 日

## 誓 約 書

半 田 市 長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

今般の\_\_\_\_\_の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び刑法第96条の6の規定に違反する行為は行っていないことを誓約します。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は刑法第96条の6の規定に違反した行為があったと認められるときは、当該工事等に係る請負契約書における注文者である半田市の解除権に基づき、契約を解除されても異議はありません。

また、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議ありません。

様式 第5

年 月 日

公正取引委員会事務局  
中部事務所長 殿

愛知県半田市長

談合情報に関連する資料について（送付）

半田市発注の\_\_\_\_\_の入札に係る談合情報に関連する資料  
を別添のとおり送付いたします。

（事項）

1. 談合情報報告書（写）
2. 事情聴取書（写）
3. 誓約書（写）
4. 入札執行調書（写）
5. 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）  
（該当する番号を○で囲むこと）